

横浜市都市再生評価委員会要項

(設置)

第1条 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第37条第1項各号に規定する都市計画決定等の提案について、都市再生事業者の創意工夫を生かし、地域の再生を推進することを目的に提案内容の評価を行うために、横浜市都市再生評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 都市再生特別措置法第37条第1項各号に掲げる都市計画の提案内容の評価に関すること。
- (2) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、都市整備局長をもって充てる。
- 3 委員は、政策経営・国際戦略局担当部長（政策担当）、建築局企画部長、建築局建築指導部長、都市整備局企画部長、都市整備局の提案区域を所管する部長及び道路・交通政策局交通政策部長をもって充てる。
- 4 市長は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ市職員のうちから委員を任命することができる。
- 5 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市整備局企画部都市計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則（制定 平成14年11月13日都都第353号、助役決裁）

この要項は、平成14年11月13日から施行する。

附 則（改正 平成17年3月31日都総第205号、局長決裁）

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成21年3月31日まち都計第3646号、局長決裁）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成22年3月31日まち都計第3381号、局長決裁）

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（改正 平成23年4月15日建都計第93号、局長決裁）

この要項は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（改正 平成26年3月25日建都計第3459号、局長決裁）

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和6年3月27日建都計第1692号、局長決裁）
この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（改正 令和8年3月31日建都計第1575号、局長決裁）
この要項は、令和8年4月1日から施行する。